

令和 3 年 4 月 28 日

令和 3 年網走市議会第 2 回臨時会 議案

令和3年網走市議会第2回臨時会 議案

番号	議案番号	件名	
1	議案第1号	令和3年度網走市一般会計補正予算	
2	議案第2号	令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算	
3	議案第3号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
4	議案第4号	網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	
5	議案第5号	網走市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について	別紙
6	議案第6号	網走市固定資産評価員の選任について	
7	報告第1号	令和2年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について	
8	報告第2号	令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について	
9	報告第3号	網走市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について	
10	報告第4号	網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について	

議案第 1 号

令和 3 年度網走市一般会計補正予算

令和 3 年度網走市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 79,338 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,390,712 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 4 月 2 8 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,513,000	△1,920	6,511,080
	1.地方交付税	6,513,000	△1,920	6,511,080
16.国庫支出金		2,821,249	79,233	2,900,482
	2.国庫補助金	653,408	79,233	732,641
22.諸収入		1,205,213	2,025	1,207,238
	4.雑収入	250,693	2,025	252,718
歳入合計		24,311,374	79,338	24,390,712

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.議会費		189,346	△1,920	187,426
	1.議会費	189,346	△1,920	187,426
4.衛生費		1,827,324	4,088	1,831,412
	1.保健衛生費	1,110,176	4,088	1,114,264
7.商工費		2,207,054	61,000	2,268,054
	1.商工費	1,928,937	10,000	1,938,937
	2.観光費	278,117	51,000	329,117
10.教育費		2,048,790	16,170	2,064,960
	1.教育総務費	314,820	16,170	330,990
歳出合計		24,311,374	79,338	24,390,712

議案第2号

令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和3年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,345,717千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月28日提出

網走市長 水谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6.国庫支出金		0	1,708	1,708
	1.国庫補助金	0	1,708	1,708
歳入合計		4,344,009	1,708	4,345,717

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.保険給付費		2,887,064	1,708	2,888,772
	1.保険給付費	2,887,064	1,708	2,888,772
歳出合計		4,344,009	1,708	4,345,717

議案第 3 号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 4 月 2 8 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成15年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附則第 7 条中「平成 31 年度分及び令和 2 年度分」を「平成 31 年度分、令和 2 年度分及び令和 3 年度分」に、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 7 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

議案第4号

網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年4月28日提出

網走市長 水谷 洋 一

網走市介護保険条例の一部を改正する条例

網走市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「平成31年度分及び令和2年度分」を「平成31年度分、令和2年度分及び令和3年度分」に改め、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の網走市介護保険条例附則第8条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議案第6号

網走市固定資産評価員の選任について

本市固定資産評価員 高橋 勉 は、令和3年4月27日をもって解任したので、その後任者として次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、当市議会の同意を求める。

令和3年4月28日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

清 杉 利 明

報告第1号

令和2年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告
について

令和2年度網走市一般会計補正予算について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月28日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

減収補てん債発行に係る予算措置の補正について緊急を要するため、令和2年度網走市一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月26日

網走市長 水 谷 洋 一

令和2年度網走市一般会計補正予算

令和2年度網走市の一般会計補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.市 税		4,530,884	△89	4,530,795
	4.市 たばこ税	315,814	△89	315,725
2.地方譲与税		250,150	△3,371	246,779
	3.地方揮発油譲与税	56,606	△3,371	53,235
7.地方消費税交付金		961,380	△30,142	931,238
	1.地方消費税交付金	961,380	△30,142	931,238
23.市 債		4,545,913	33,602	4,579,515
	1.市 債	4,545,913	33,602	4,579,515
歳入合計		33,578,294	0	33,578,294

第2表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 617,500	証書借入又は証券発行 (借入先) 財政融資資金	10.0 以内	40年以内 (内据置25 年以内)の元 利均等又は元 金均等償還。 ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	千円 617,500	補正前に同じ
社会福祉事業債	106,900				617,500	
児童福祉事業債	62,000	地方公共団体 金融機構			62,000	
環境衛生事業債	54,100				54,100	
保健衛生事業債	126,100				126,100	
農業債	76,100	北海道			76,100	
林業債	31,000	都市職員 共済組合			31,000	
漁港債	2,700	地方職員 共済組合			2,700	
道路橋梁事業債	1,455,900				1,455,900	
港湾事業債	218,000	北海道市町村 振興協会			218,000	
河川整備事業債	253,000				253,000	
公営住宅事業債	204,000	北海道市町村 備荒資金組合			204,000	
公園整備事業債	31,800	その他 銀行等引受資金			31,800	
学校教育事業債	327,700				327,700	
社会教育事業債	27,900				27,900	
臨時財政対策債	456,513				456,513	
退職手当債	100,000				100,000	
借換債	100,000				100,000	
減収補てん債	30,300				63,902	
特別減収対策債	200,000				200,000	
猶予特例債	64,400				64,400	
計	4,545,913				4,579,515	

※今回補正は太字で表示。

報告第2号

令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告
について

令和3年度網走市一般会計補正予算について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月28日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る予算措置の補正について緊急を要するため、令和3年度網走市一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月15日

網走市長 水 谷 洋 一

令和3年度網走市一般会計補正予算

令和3年度網走市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,311,374千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16.国庫支出金		2,789,249	32,000	2,821,249
	2.国庫補助金	621,408	32,000	653,408
歳入合計		24,279,374	32,000	24,311,374

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.民生費		6,896,561	32,000	6,928,561
	2.児童福祉費	2,202,986	32,000	2,234,986
歳出合計		24,279,374	32,000	24,311,374

報告第3号

網走市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の
報告について

網走市税条例等の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月28日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることとなり、網走市税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

網走市長 水 谷 洋 一

網走市税条例等の一部を改正する条例

（網走市税条例の一部改正）

第1条 網走市税条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得

申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項を同条第24項とし、同条第27項を同条第25項とする。

附則第10条の4第2項中「平成31年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合に

あつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

- (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年

度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限り。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限り。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(網走市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 網走市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、網走市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち、網走市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち、網走市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第3条のうち、網走市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例

第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第4号

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月28日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなり、網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

網走市長 水 谷 洋 一

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例

網走市都市計画税条例(平成15年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 19 項」を「附則第 15 条第 16 項」に改める。

附則第 3 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 4 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 5 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

附則第 7 項の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 8 項及び第 9 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 10 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 11 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「10 の 7 を乗じて得た額」を「10 分の 7 を乗じて得た額」に改める。

附則第 12 項の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 16 項中「第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」を「第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」に改める。

附則第 17 項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 18 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の網走市都市計画税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。